

内職を希望される方へ

うま過ぎる話に御用心 「インチキ内職」に気をつけましょう



「簡単な作業で高収入」「新しい現金収入の道」「副業にピッタリ」——このような内職者を募る広告宣伝が数多くみられますが、なかには、条件の違いなどから思わぬ被害にあうようなケースが少なくありません。

このリーフレットを参考にして、いわゆる「インチキ内職」の被害にあうことのないよう十分に注意しましょう。

労 働 省
都道府県労働基準局 労働基準監督署

1. いわゆる「インチキ内職」とは

家計の足しにと家庭の主婦などが、高収入の仕事があるという新聞の折込みや電柱の貼紙などの広告に誘われて、さまざまな名目で高い費用を支払わされる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあうことがあります。

このようないわゆる「インチキ内職」には、大きく分けると次のようなものがあります。

- ① 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍額ぐらいの価格で売りつけたり、あいまいな工賃のとりきめをするもの。
- ② 内職講習会と称して多額の講習料等を取り、出来た製品については種々の条件をつけて買いたたいたり、買い上げを拒んだりするもの。
- ③ 解約時に返還するとして徴収した担保金を返還しなかったり、報酬として自社の販売品や商品券を渡すもの。



その3 通信販売用ダイレクトメールのあて名書き内職で、入会金、登録料、解約の場合に返還する旨の担保金等を徴収し、解約しても一部しか返還しない例や、報酬はダイレクトメールによる商品の売上げに応じて支払い、又は自社の販売品・商品券で充当していた例。

A社は、新聞の折り込みなどで「高収入のあて名書き」と募集広告を出し、応募者から仕事量に応じて担保金をとっていましたが、業務を解約した時の担保金等の返還条件が不明確であったため、中途解約の際に返還をめぐるトラブルが多発し、最後には担保金が全く返還されなくなりました。

また、B社は、報酬をダイレクトメールによる商品の売上げに応じて支払ったり、会社の資金繰りが困難として、報酬の代わりに会社で取扱っている製品の購入券を渡していました。

この件について、A社、B社は、詐欺容疑で逮捕されました。

3. いわゆる「インチキ内職」にひっかからないために

労働省では、このようないわゆる「インチキ内職」については、その実態から家内労働法の適用がある場合には、法に定められた事項が守られているか厳重な監督指導を行い、違反があれば是正を促すようにしています。

また、主として誇大広告に問題がある場合が多いので、内職希望者がまどわされないよう注意を喚起するため、報道機関の協力を得たり、あるいは関係機関と連絡を取り合うなどにより、被害の未然の防止にも努めています。

しかし、このような「インチキ内職」の被害を防ぐためには、内職希望者自身の注意が何よりも肝心です。誰にもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」は、普通はありません。内職を始めるときに、工賃その他の委託条件を必ずきちんと確認する慎重さが必要です。

いわゆる「インチキ内職」を含め家内労働法についての御相談・問合せ等は
下記へ

労働基準局(賃金課) Tel.

労働基準監督署 Tel.

2. 被害の実例

その1 宣伝文句を信じて、内職用に手袋編機を買ったが、説明どおりの性能がなかったため、約束された収入が得られなかった例。

Aさんは、「手袋編機を買えば高い収入が得られる。」というB社の広告宣伝を信じて、「1台で月90,000円の収入」を保証するという高価な機械を買いました。しかし、この機械を1か月フルに稼働させても月々30,000円程度の収入にしかならず、Aさんは機械代金の返済にすら困る有様でした。

B社の業務内容は、一応、軍手・軍足の製造販売となっていましたが、本当のねらいは、内職応募者に、編機をメーカーの直接販売価格の2倍以上の価格で販売するところにあったようです。

しかも、B社の経営は、製品を内職者から買い上げた価格よりも安い価格で卸す“逆ざや”販売で、利益は編機の販売によって得るという方式であったので、編機販売の行詰りに伴い赤字が急増して倒産し、責任者は、多額の工賃を支払わないまま行方をくらましてしまいました。

この件については、B社及びその責任者が、家内労働法違反の疑いで書類送検されました。

その2 高額の内職になるというキャッチフレーズで、主婦らから内職講習料をだましとっていた例。

A企画は、はく飾画（浮世絵や紋章などを描く工芸品。技法はガラス板に金箔や銀箔を張りつけ、その上に特殊絵の具、エナメルを塗り、色彩が出るまで削り取る。）製作の内職者を募集して講習料をだましとることを計画し、各地で講習会を開き、「はく飾画の内職は誰にでも簡単にでき、1日2,000円～3,000円の副収入になる。製品は全部買い上げる。」と説明し、集った主婦らから1人当たり39,800円の講習料を取りました。

しかし、A企画の説明とは異なり、この仕事はかなり技術を要するうえ、製品の販売ルートもないことから、できた製品には何かとけちをつけて買い上げを行いませんでした。

この件では、A企画の関係者が詐欺罪に問われ、有罪判決を受けています。

なお、この例の変型として予め委託契約によりできた製品に格付けを行うこととし、格付けが不明確なため、余り収入が得られなくなることもあり、注意を要します。